

国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>第11条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>総括チームリーダー(財務担当)</u></p> <p>(6) <u>研究支援・産学連携チームリーダー</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第11条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>研究国際部長</u></p> <p>(6) <u>研究国際部研究支援課長</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	

附 則 (24知規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。